

## 副市長2人体制へ 副市長に河村氏が就任

市議会は、6月定例会で「副市長を2人制にする条例改正案」を賛成多数で可決しました。また、国土交通省大臣官房付・勲日本建設情報総合センター経営企画部長の河村賢二氏を副市長に選任することに同意しました。



河村賢二副市長

これにより、7月1日から、福島副市長との副市長2人体制となりました。

河村副市長の任期は、平成22年7月1日～26年6月30日までの4年間です。担当は、建設部および都市整備部の所掌する事務のほか、交通政策や企業誘致、商工業育成などに関すること、そして市長特命による国・県などとの交渉・調整などとなっています。

## 市の花チューリップに決定

市では、市のイメージや知名度の向上を図るため、「市の花選定委員会」を立ち上げ、市民アンケートや選定委員会での審議により、市の花を「チューリップ」に決定しました。

深谷市は、全国でも有数のチューリップ（切り花）の生産量を誇っています。また、「華やかで明るいイメージ」、「広く知られている」というアンケートの結果から、皆さんに親しまれている花でもあります。

皆さん、新しい市の花「チューリップ」をよろしくお祈りします。

お問い合わせ 政策推進課（☎574-8096）

お誕生日  
おめでとうございます  
祝!! 100歳



新井いちさん（本郷）7月4日生



市の花「チューリップ」

## 市のイメージキャラクター ふっかちゃん誕生

広報ふかや7月号でご紹介した通り、市では、市のイメージや知名度の向上を図るため、「イメージキャラクター選定委員会」を立ち上げ、イメージキャラクターを募集しました。多数の応募作品の中から、三段階にわたる選考の結果、東京都町田市在住の市原麻奈美さんの「ふっかちゃん」が、市のイメージキャラクターに決定しました。

場合は、市の許可が必要で、詳しくは、お問い合わせください。

### 表彰式を開催しました

6月28日に、「ふっかちゃん」を考案した市原さんを招いて、表彰式を行いました。表彰された市原さんは、「子どもを嫁に出すようで寂しいようなうれいようなな」とほほ笑んでいました。

お問い合わせ 政策推進課（☎574-8096）



ふっかちゃんを披露する作者の市原さん



市のイメージキャラクターのふっかちゃんです！

これからみんなと一緒に、市のPRを頑張っていくからよろしくね。

そう、少し自己紹介しよう。まず、頭に付いているのは、市の特産物「深谷ねぎ」をイメージしているよ。胸に付いているのは、もちろん市の花「チューリップ」。パンダナの「ふ」は深谷の「ふ」からとったんだ。「ふっかちゃんはうさぎなの？」ってよく聞かれるんだけど、架空の動物をモチーフにしたキャラクターだよ。

これから少しずつ、ふっかちゃんの紹介をしていくから、楽しみにしていてね♪

## 行って・買って・食べてみて 市内の農産物直売所



名称	所在地	営業時間	定休日
あけと農産物直売所	上増田 378-2	午前10時～午後6時	火曜日 12月31日～1月4日
JA ふかや 農産物直売所 (グリーンパーク内)	榎合 763	午前9時～午後5時	火曜日 (7・8月は無休)
JA ふかや フロル (パティオ内、花きのみ)	榎合 763	午前9時～午後7時	火曜日 (7・8月は無休)
JA ふかや 櫛挽農産物直売所	櫛引 37-13	午前9時～午後5時	1～3月の火曜日
JA ふかや グル米ハウス	東方 2118-1	午前9時30分～午後6時30分	12月31日～1月3日
農産物直売センター (道の駅おかべ内)	岡 688-1	午前8時30分～午後8時(4～9月) 午前8時30分～午後7時(10～3月)	年中無休
川本農産物直売所 (道の駅かわもと内)	長在家 1279-2	午前9時～午後6時(4～9月) 午前9時～午後5時30分(10・11・3月) 午前9時～午後5時(12～2月)	第1・3月曜日(祝日は営業) 12月31日～1月4日
農林公園農産物直売所 (埼玉県農林公園内)	本田 5768-1	午前9時～午後5時30分(4～9月) 午前9時～午後4時30分(10～3月)	第2・4火曜日 12月29日～1月3日
花園農協 農産物直売所 (道の駅はなぞの内)	小前田 554-3	午前9時～午後6時(3～9月) 午前9時～午後5時(10～2月)	12月31日～1月4日

※2・3ページの特集と合わせてご覧ください。

## こども医療窓口払い廃止へ 支給対象の拡大も

市では、子育て世代の負担軽減を図るため、10月から、こども医療費の窓口払いの一部を廃止します。

また、こども医療費の支給年齢を現行の中学校就学前から、入院のみ中学校卒業まで拡大します。

窓口払いの廃止については、以前から多数の要望が寄せられており、県内他市の状況も踏まえ、実施することとなりました。

※詳しくは、広報ふかや9月号でお知らせします。

### 10月以降に医療機関などを受診するときは

中学校就学前のお子さんが、市内の指定医療機関などを受診するときは、受給資格者証と健康保険証を提示することにより、窓口で医療費(保険診療の自己負担分)を支払う必要がなくなります。ただし、次の場合には、窓口で医療費の支払いをしていただきます。こども医療費支給申請書の提出が必要です。その後、助成します。

① 医療機関での1か月の医療費の合計が21,000円以上の場合

② 市外の医療機関などを受診した場合

③ 柔道整復、はり、きゅうなどを受診した場合

問い合わせ 児童課（☎574-6646）、岡部福祉健康課（☎585-2214）、川本福祉健康課（☎583-2532）、花園福祉健康課（☎584-1123）

